

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
(鳥取県立総合療育センター医事業務委託評価審査会) 運営要綱

(趣旨)

第1条 鳥取県立総合療育センターの医事業務の委託業者の決定にあたって、選定(評価)基準の決定及び落札の決定を行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取県立総合療育センター医事業務委託評価審査会)(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会における調査審議事項は、次のとおりとする。

令和2年度から令和4年度までの3年間の鳥取県立総合療育センターの医事業務の受託者の選定に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、委員4名で組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、令和元年10月15日から令和2年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、審査会の庶務を行う所属の長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、鳥取立県総合療育センターにおいて行う。

(運営に関する細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行し、第2条に定める委託契約の相手方と契約が成立した日にその効力を失う。